

第2期 広島安芸地域 循環型社会形成推進地域計画

広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区）
府中町
海田町
熊野町
坂町
安芸地区衛生施設管理組合

策定 令和2年2月21日

～ 目 次 ～

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) 広域化の検討状況.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3. 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	7
(2) 処理体制	8
ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後.....	8
イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後.....	8
ウ 一般廃棄物処理施設で合わせて処理する産業廃棄物の現状と今後.....	8
エ 生活排水処理の現状と今後.....	8
オ 今後の処理体制の要点.....	9
(3) 処理施設の整備.....	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	11
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業.....	11
(6) その他の対策.....	12
ア 再生利用品の需要拡大事業.....	12
イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発.....	12
ウ 不法投棄対策.....	12
エ 災害時の廃棄物処理に関する事項.....	12
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	13
(1) 計画のフォローアップ.....	13
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	13
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	14
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	17

様式3	地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧.....	18
【参考資料様式2】	施設概要（エネルギー回収施設系）.....	20
【参考資料様式6】	施設概要（浄化槽系）.....	21
【参考資料様式7】	計画支援概要.....	33
添付資料1	廃棄物処理施設の位置図.....	34
添付資料2	浄化槽区域図.....	35
添付資料3	人口、ごみ、生活排水に関するデータ.....	37
添付資料4	廃棄物処理施設の概要.....	46
添付資料5	ごみ分別区分.....	49

広島安芸地域循環型社会形成推進地域計画

広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区）

府中町

海田町

熊野町

坂町

安芸地区衛生施設管理組合

令和2年2月21日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区※）

府中町、海田町、熊野町、坂町

※以下「東区・安芸区」という。

面積：207.06km²

人口：225,526人（平成31年3月31日現在）

(内訳)

	広島市 (東区・安芸区)	府中町	海田町	熊野町	坂町
面積	133.39 km ²	10.45 km ²	13.79 km ²	33.76 km ²	15.67 km ²
人口	106,215 人	52,142 人	29,909 人	24,066 人	13,194 人

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和9年3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

広島安芸地域（以下「本地域」という）では、近年の少子化などの社会的な影響や構成市町ごとの地域特性を踏まえ、廃棄物の発生抑制や再使用等が推進され、環境への負荷が軽減された、循環型の持続可能な地域を目指している。

本地域では、安芸地区衛生施設管理組合が管理する廃棄物処理施設により、ごみ焼却処理（広島市東区・安芸区を除く）とし尿・浄化槽汚泥処理が行われている。その他中間処理は、構成町が有する廃棄物処理施設により行っている。また、最終処分については、一般財団法人広島県環境保全公社に委託している。

家庭系ごみ排出量は、構成町ごとに、ごみの発生抑制、再使用のための環境教育や各種啓発活動等の事業が推進され、減少傾向にある。今後ともこれらの事業を拡充するとともに、新たな事業の検討を行うなど、さらなる取組みに努める。また、事業系ごみは家庭系ごみのように減少しておらず、増加傾向にある。したがって、今後は、事業系ごみについても各種啓発活動等の対象としていく。

ごみ処理体制としては、基本的に現状の体制が維持できるよう、構成町及び安芸地区衛生施設管理組合において、現有施設の維持管理に努める。なお、坂町では、平成30年7月豪雨によりリサイクルセンター坂が倒壊したため、仮設のストックヤードを設置して資源ごみ等の一時保管を行っており、令和2年度には新たにストックヤードを整備する。また、安芸地区衛生施設管理組合では、構成町が策定している災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の強化を目的とした安芸クリーンセンターの基幹的設備改良工事を行う。基幹的設備改良工事では、災害時にも安定した運転が可能となるよう、DCS盤（中央監視制御システム）の耐震化と地震発生時の安全停止機能導入を行う。

生活排水処理については、汚水衛生処理率93.0%と全国平均（平成29年度：86.6%）を上回り、市街地を中心とした地域は公共下水道等により処理が行われている。しかし、人口散在地域等一部の生活排水は未処理のまま排出されている状況である。そのため、啓発活動はもとより、浄化槽の設置整備を推進し、その特性を活かした効率的な処理を行うことで、公共水域の改善を図る。

また、安芸地区衛生施設管理組合が管理するし尿処理施設は、搬入量が大きく減少し、処理能力の限界に達していることや、各機器の老朽化も進行しているため、新たに汚泥再生処理センターを整備する（現在、計画段階である）。

（４） 広域化の検討状況

本地域は、「広島県 一般廃棄物広域処理計画（平成10年度）」における「広島ブロック」に位置付けられ、広島ブロックでは、施設規模が300t/日以上である複数の焼却施設により処理を行うことが理想とされた。

このような中、「ブロック別実施計画（平成10～11年度）」により、平成14年までにダイオキシン類の規制強化に対応するため、4町共同（府中町、海田町、熊野町、坂町）の処理施設として、安芸クリーンセンターを整備したものである。

したがって、今後は、地域の実情を考慮し、適正な時期にさらなる広域化について検討する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

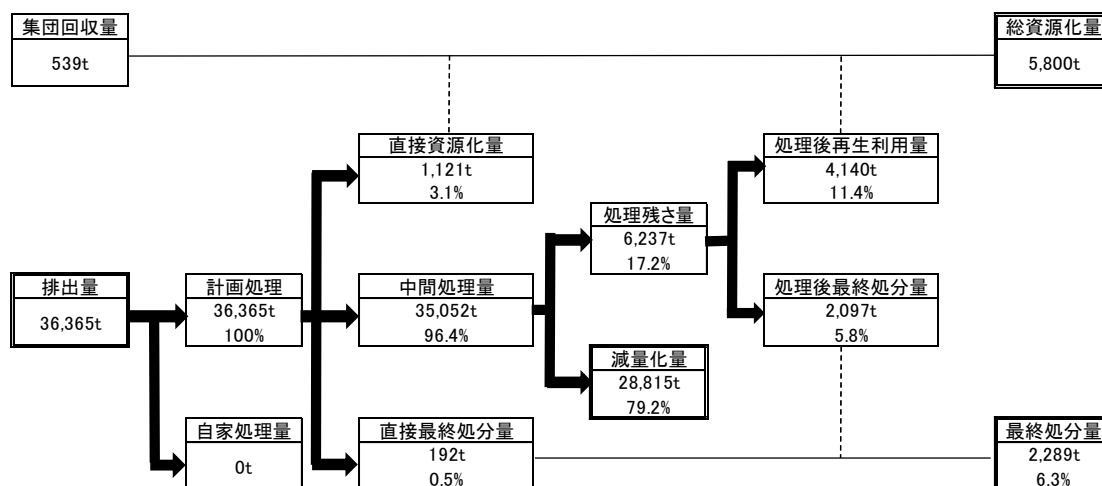
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成30年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、36,904トンであり、再生利用される「総資源化量」は、5,800トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は15.7%である。

中間処理による減量化量は28,815トンであり、集団回収量を除いた排出量の79.2%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の6.3%にあたる2,289トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は28,308トンである。安芸クリーンセンターでは、ごみ焼却による発電を行い、施設内で利用及び売電している。



※割合は四捨五入により算出しているため、合計が合わない場合がある

図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 に示すとおりである。生活排水処理対象人口は 225,526 人であり、生活雑排水処理人口(水洗化人口)は 209,760 人、汚水衛生処理率は 93.0% である。

し尿発生量は 6,843k1/年、浄化槽汚泥発生量は 10,556k1/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 17,399 k1/年である。

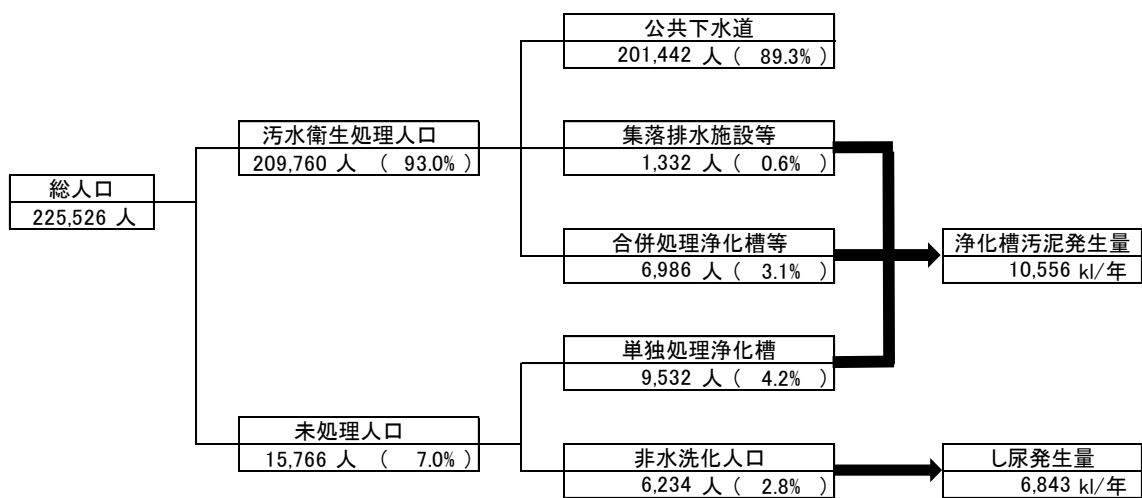


図 2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標	現状 (割合※1) 平成30年度	目標 (割合※1) 令和9年度	
		現状 (割合※1)	目標 (割合※1)
排出量	事業系 総排出量	10,441 トン	9,414 トン (-9.8%)
	1事業所当たりの排出量※2	45.6 トン/事業所	40.5 トン/事業所 (-11.1%)
	生活系 総排出量	25,924 トン	23,631 トン (-8.8%)
	1人当たりの排出量※3	180.7 kg/人	152.2 kg/人 (-15.8%)
	合計 事業系生活系排出量合計	36,365 トン	33,045 トン (-9.1%)
再生利用量	直接資源化量	1,121 トン (3.1%)	1,412 トン (4.3%)
	総資源化量	5,800 トン (15.7%)	6,912 トン (20.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間発電電力量)	6,683 MWh	5,700 MWh
最終処分量	埋立最終処分量	2,289 トン (6.3%)	1,757 トン (5.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

事業系ごみの総排出量 : H30 10,441t R9 9,414t

事業系ごみの資源ごみ量 : H30 55t R9 176t

事業所数 : 府中町34事業所、海田町62事業所、熊野町102事業所、坂町30事業所、合計228事業所 (経済センサス H28)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

生活系ごみの総排出量 : H30 25,924t R9 4,369t

生活系ごみの資源ごみ量 : H30 23,631t R9 5,402t

人口 : H30 府中町52,142人、海田町29,909人、熊野町24,066人、坂町13,194人、合計119,311人

R9 府中町52,815人、海田町30,834人、熊野町22,872人、坂町13,269人、合計119,790人

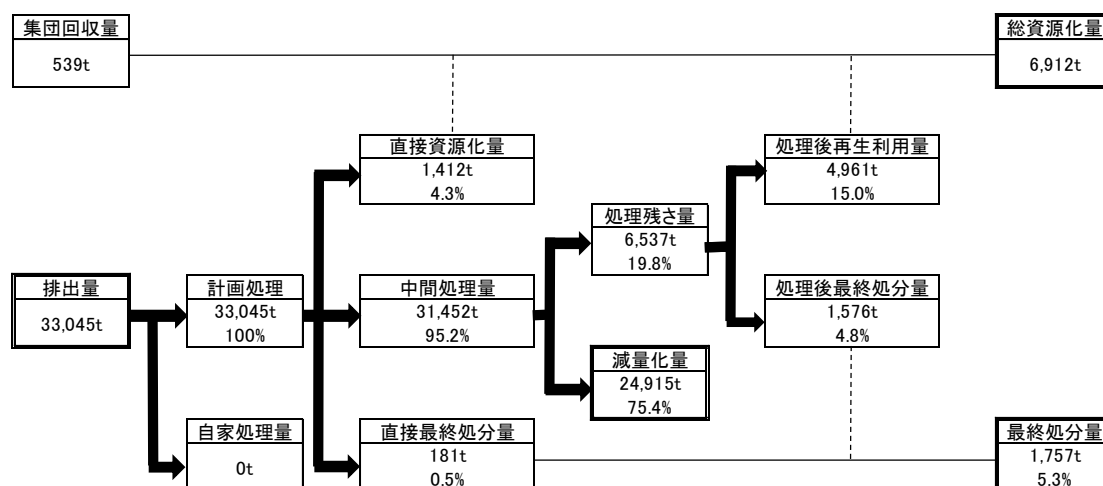
《用語の定義》排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。)

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位 : トン]

エネルギー回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位 : MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位 : トン]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位 : トン]



※割合は四捨五入により算出しているため、合計が合わない場合がある

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおりである。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	201,442人 (89.3%)	204,854人 (91.9%)
	農業集落排水施設等	1,332人 (0.6%)	1,356人 (0.6%)
	コミュニティ・プラント	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	6,986人 (3.1%)	7,006人 (3.1%)
	未処理人口	15,766人 (7.0%)	9,662人 (4.3%)
	合計	225,526人	222,878人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,843キリットル	4,201キリットル
	浄化槽汚泥量	10,566キリットル	9,343キリットル
	合計	17,399キリットル	13,544キリットル

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

本地域では、構成町にて以下の施策を実施することで、発生抑制、再使用の推進する。

発生抑制、再使用の推進施策一覧

区分	府中町	海田町	熊野町	坂町
有料化	必要に応じて、料金設定について検討する。	現行の「ごみ処理基本計画」を参考にしながら、必要に応じて、料金設定について検討する。	必要に応じて、料金設定について検討する。	必要に応じて、料金設定について検討する。
環境教育	町内の小学校と連携し、キッズ環境プロジェクトを実施し、環境教育の推進を図る。	施設見学会や公衆衛生推進協議会とごみ等の勉強会を実施する。	施設見学会やごみ減量化等の勉強会を実施する。	食品ロスや 3R に関する環境教育を充実させる。
普及啓発	ごみの減量化を図るため、詰め替え製品の推奨や 3R 運動の周知をするとともに、エコクッキング等の出前講座を実施する。	ホームページ、広報誌、環境イベント等で、3R の推進及び食品ロス削減の啓発を図る。	ホームページや広報誌等で食品ロス削減や 3R 等の取り組みを呼びかける。	町の主催するイベント等で普及啓発事業を実施する。
助成	—	—	集団回収を行う団体に対して助成を行う。	—
マイバック運動・レジ袋対策	広報やホームページ、アプリ等を通じて、マイバックの持参を呼び掛ける。	ホームページや広報誌等でマイバック持参を呼びかける。また、レジ袋有料化の導入されていないドラッグストア等へ導入するよう呼びかける。	地域の店等と協力し、マイバック等の持参とレジ袋削減推進を行う。	マイバック全戸配布（平成 21 年度）しているため、マイバック利用を促す。
再使用の推進	3R 運動を広報や出前講座等で町民に周知を図っている。	広報誌やホームページにより啓発する。	広報誌などにより、ごみの分別徹底を呼び掛ける。	広報誌などにより、ごみの分別徹底を呼び掛ける。
NPO や地域住民との協働	「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」のイベントを開催し、地域住民や団体等とともに町をきれいにし、ごみのポイ捨て防止等の普及啓発を行う。	地域住民、各種団体、地元企業が一体となり「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」等にて清掃活動、散乱ごみの防止、環境衛生普及活動を行う。	地域住民と協力して、地域清掃に取り組む。	地域住民に資源回収及び集積所の管理を依頼している。必要に応じて、管理の支援を行う。
ごみ分別	ごみ分別表をホームページに公開し、周知・啓発を行う。	ごみ分別表を外国語版（5 か国）も含め、ホームページに公開し、啓発・周知を行う。	ごみ分別表をホームページに公開し、周知・啓発を行う。	ごみ分別表をホームページに公開し、周知・啓発を行う。

生活排水対策としては、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 台所から発生する調理くずや廃食用油等の処理の徹底
- ・ 環境汚染の少ない洗剤の使用
- ・ 浄化槽の適正管理

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

各町の分別区分及び処理方法は表3に示すとおりである。

基本的に、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは安芸地区衛生施設管理組合の安芸クリーンセンターで焼却処理している。そのため、対象地域における可燃ごみの分別区分は統一されている。不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみは各町の分別区分に基づいて収集され、各町の環境センター等に搬入された後、適正に処理・処分されている。今後とも現状の分別区分に準じ、処理を行う。

なお、坂町では、平成30年7月豪雨によりリサイクルセンター坂が倒壊したため、仮設のストックヤードを設置して資源ごみ等の一時保管を行っており、別途事業により、令和2年度には新たにストックヤードを整備する。

安芸地区衛生施設管理組合では、構成町が策定している災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の強化を目的とした安芸クリーンセンターの基幹的設備改良工事を行う。基幹的設備改良工事では、災害時にも安定した運転が可能となるよう、DCS盤（中央監視制御システム）の耐震化と地震発生時の安全停止機能導入を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設で合わせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状、産業廃棄物の処理を行っていない。今後も同様に、産業廃棄物の処理を行わないものとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で実施している。今後は、下水道の整備を進め、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

また、安芸地区衛生施設管理組合では、安芸衛生センターが老朽化しているため、汚泥再生処理センター整備事業を行う（現在、計画段階である）。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 生活系ごみ、事業系ごみは、今後とも現状の分別区分に準じ、処理を行う。
- ◇ 産業廃棄物は、今後も同様に処理を行わないものとする。
- ◇ 今後は、下水道の整備を進め、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。
- ◇ 浄化槽設置整備事業により計画的に浄化槽を設置し、生活排水処理に努める。(熊野町、坂町)
- ◇ 災害廃棄物処理体制の強化を目的とした安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事を行う。(安芸地区衛生施設管理組合)
- ◇ 汚泥再生処理センターを整備し、対象地域のし尿、浄化槽汚泥の適正処理に努める。(安芸地区衛生施設管理組合)(現在、計画段階である)

表3 広島安芸地域のごみ分別区分と処理方法の現状と今後

平成30年度

分別区分	府中町			海田町			熊野町			坂町		
	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
可燃ごみ	焼却	安芸クリーンセンター	11,955	焼却	安芸クリーンセンター	7,538	焼却	安芸クリーンセンター	4,735	焼却	安芸クリーンセンター	4,080
不燃ごみ	保管・埋立		362	保管・埋立		123	保管・埋立		64	埋立	—	69
資源ごみ	保管・選別 資源化	府中町環境センター ・ 府中町リサイクルセンター	1,689	保管・選別 資源化	海田町環境センター	992	保管・選別 資源化	熊野町環境センター	1,192	保管・選別 資源化	坂町仮設 ストックヤード	551
その他ごみ			15			9			10			4
粗大ごみ	分解・保管 ・焼却		1,094	分解・保管 ・焼却		789	分解・保管 ・焼却		748	分解・保管 ・焼却	坂町仮設 ストックヤード	346
合計	—	—	15,115	—	—	9,451	—	—	6,749	—	—	5,050



令和9年度

分別区分	府中町			海田町			熊野町			坂町		
	処理方法	処理施設等	推計(トン)	処理方法	処理施設等	推計(トン)	処理方法	処理施設等	推計(トン)	処理方法	処理施設等	推計(トン)
可燃ごみ	焼却	安芸クリーンセンター	9,976	焼却	安芸クリーンセンター	6,668	焼却	安芸クリーンセンター	4,009	焼却	安芸クリーンセンター	3,429
不燃ごみ	保管・埋立		317	保管・埋立		106	保管・埋立		62	埋立	—	75
資源ごみ	保管・選別 資源化	府中町環境センター ・ 府中町リサイクルセンター	1,905	保管・選別 資源化	海田町環境センター	1,103	保管・選別 資源化	熊野町環境センター	1,408	保管・選別 資源化	(仮称)新 ストックヤード	1,162
その他ごみ			15			10			8			4
粗大ごみ	分解・保管 ・焼却		1,087	分解・保管 ・焼却		624	分解・保管 ・焼却		711	分解・保管 ・焼却	(仮称)新 ストックヤード	366
合計	—	—	13,300	—	—	8,511	—	—	6,198	—	—	5,036

※府中町リサイクルセンターではペットボトル、紙パック、白色トレイを保管している。その他種類は府中町環境センターに搬入している。
※熊野町のびん類、缶類、金属類は、民間業者にて保管、破碎、資源化されている。

(3) 処理施設の整備

(2) オ 今後の処理体制の要点を踏まえ、表4のとおり必要な施設整備を行う。

ア 廃棄物処理施設（計画）

表4 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定場所	事業期間
1	安芸クリーンセンター	安芸クリーンセンター 基幹的設備改良工事	130t/日	広島県安芸郡坂町 21322番地の11	R3
2	有機性廃棄物 リサイクル推進施設	汚泥再生処理センター 整備事業	47kl/日	広島県安芸郡坂町 21322番地の11	未定

事業番号 1 災害廃棄物処理体制の強化のため

事業番号 2 既存施設が老朽化したため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	127	116	305	R2~R8

浄化槽設置整備事業 内訳

実施主体	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
熊野町	102	112	312	R2~R8
坂町	25	14	49	R2~R8

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 整備する廃棄物処理施設

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事 (事業番号 1) に係る発注仕様書等作成事業	発注仕様書等作成	R2

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 7 のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表 7 整備する廃棄物処理施設

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事 (事業番号 1) に係る長寿命化総合計画変更事業	長寿命化総合計画変更	R2

(6) その他の対策

ア 再生利用品の需要拡大事業

今後も同様に、安芸クリーンセンターで処理残渣として発生するスラグ、メタルの有効利用を図る。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発は、構成町においてホームページや広報誌を通じて、リサイクル法に基づいて適正に処分するよう、周知を行う。

区分	府中町	海田町	熊野町	坂町
廃家電リサイクル・小型家電リサイクル	広報やホームページ、アプリ等を通じて、リサイクル法に基づいて適正に処分されるよう、周知を行う。	ホームページや広報誌等でリサイクル法に基づいて適正に処分されるよう、周知を行う。	ホームページや広報誌等でリサイクル法に基づいて適正に処分されるよう、周知を行う。	販売店、指定引取場所、町の指定場所など、適切な場所への排出を呼びかける。

ウ 不法投棄対策

不法投棄については、構成町において巡回パトロールや広報等により注意喚起を行う。

区分	府中町	海田町	熊野町	坂町
不法投棄対策	巡回パトロールの実施するとともに、警告看板や警告シール、監視カメラによる注意喚起を行う。	ホームページや広報誌等で不法投棄の禁止を呼び掛ける。不法投棄が多く発生している地域に啓発看板や監視カメラの設置を行う。	監視パトロールを実施するとともに、警告看板や警告シールによる注意喚起を行う。	町広報や監視パトロール、看板・不法投棄防止監視カメラの設置により注意喚起を行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物処理については、構成町にて策定する災害廃棄物処理計画に基づき、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

区分	府中町	海田町	熊野町	坂町
災害時の廃棄物対策	府中町災害廃棄物処理計画（平成30年3月）に基づき、災害に備えた対策を実施する。	海田町災害廃棄物処理計画（令和元年度）に基づき、災害に備えた対策を実施する。	熊野町災害廃棄物処理計画（令和元年度）に基づき、災害に備えた対策を実施する。	坂町災害廃棄物処理計画（令和元年度）に基づき、災害に備えた対策を実施する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて広島県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	広島安芸地域	(2) 地域内人口	225, 526人	(3) 地域面積	207. 06km ²
(4) 構成市町村等名	広島市(東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区)、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸地区衛生施設管理組合	(5) 地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：府中町、海田町、熊野町、坂町、広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区） 設立年月日：昭和38年5月22日設立				

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目標
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 9 年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	9, 732	9, 767	10, 263	10, 488	10, 441	9, 414 (H30 比 -9. 8%)
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	42. 4	42. 5	44. 7	45. 6	45. 6	40. 5
	生活系 総排出量(トン)	27, 643	27, 490	26, 947	27, 021	25, 924	23, 631 (H30 比-8. 8%)
	1 人当たりの排出量(kg/人)	193. 8	192. 2	188. 4	188. 2	180. 7	152. 2
	合 計 事業系生活系排出量合計(トン)	37, 375	37, 257	37, 210	37, 509	36, 365	33, 045 (H30 比-9. 1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1, 362 (3. 7%)	1, 338 (3. 6%)	1, 315 (3. 5%)	1, 250 (3. 3%)	1, 121 (3. 1%)	1, 412 (4. 3%)
	総資源化量(トン)	6, 369 (17. 0%)	6, 517 (17. 5%)	6, 387 (17. 1%)	6, 152 (16. 3%)	5, 800 (15. 7%)	6, 912 (20. 6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	8, 392	8, 402	7, 934	7, 808	6, 683	5, 700
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	29, 208 (78. 1%)	29, 090 (78. 0%)	29, 182 (78. 4%)	29, 612 (78. 9%)	28, 815 (79. 2%)	24, 915 (75. 4%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1, 858 (5. 0%)	1, 711 (4. 6%)	1, 698 (4. 6%)	2, 057 (5. 5%)	2, 289 (6. 3%)	1, 757 (5. 3%)

※添付資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※広島市（東区・安芸区）を除く。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物計画との整合性に配慮した内容

府中町、海田町、坂町は一般廃棄物処理基本計画の目標値と整合を図った。
 熊野町は、直近で一般廃棄物処理基本計画を策定してから期間が空いているため、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における目標値と整合を図った。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設名	種 類	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
			型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力 (単位)	開始 年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
安芸クリーンセンター	エネルギー 回収推進施設	安芸地区 衛生施設 管理組合	全連続、熱分解 ガス化溶融	有	130t/日	H14.12	R3.4	災害対策	全連続、熱分解 ガス化溶融	R4.3	130t/日	
安芸衛生センター	し尿処理施設	安芸地区 衛生施設 管理組合	低希釈二段、 活性汚泥法、 高度処理	有	300kl/日	S57.4	未定	老朽化	汚泥再生 処理センター	未定	47kl/日	
府中町リサイクル センター	マテリアル リサイクル 推進施設	府中町	圧縮梱包	有	0.8t/日	H11.3	—	—	—	—	—	
府中町環境センター			保管	有	273m ²	H11.3	—	—	—	—	—	
			分解	無	100m ²	S60.8	—	—	—	—	—	
			保管	無	184m ²	S56.5	—	—	—	—	—	
海田町環境センター		海田町	選別、資源化	無	1.27t/h	S63.9	—	—	—	—	—	設備のみ 休止中※1
熊野町環境センター		熊野町	圧縮梱包	無	0.3t/h	H11.9	—	—	—	—	—	
			保管	有	574m ²	H18	—	—	—	—	—	
坂町仮設ストックヤード	坂町	保管	有	5,209.39m ² ※2	H30.11	—	—	—	—	—	別途事業 により 新設予定	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付する。

※1 設備を休止し、ストックヤードとして使用している。

※2 5,209.39㎡の一部を使用

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和9年度
総人口		226,473	226,226	226,349	226,130	225,526	222,878
公共下水施設等	汚水衛生処理人口	191,809	193,625	196,768	199,685	201,442	204,854
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	84.7%	85.6%	86.9%	88.3%	89.3%	91.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,303	1,289	1,298	1,317	1,332	1,356
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	8,524	8,372	7,489	7,272	6,986	7,006
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.8%	3.7%	3.3%	3.2%	3.1%	3.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	24,837	22,940	20,794	17,856	15,766	9,662

5 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定施設の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	熊野町	102	1,368	H1.4	112	312	R2~R8	
	坂町	25	58	H9.4	14	49	R2~R8	

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）								交付対象事業費（千円）								備考			
			単位		開始	終了	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度						
○エネルギー回収等に関する事業							270,000		270,000						270,000		270,000									
安芸クリーンセンター 基幹的設備改良 工事	1	安芸地区 衛生施設 管理組合	130	t/日	R3	R3	270,000		270,000						270,000		270,000									
○浄化槽に関する 事業							45,516	6,528	6,528	6,528	6,528	6,528	6,438	6,438	45,516	6,528	6,528	6,528	6,528	6,528	6,528	6,438	6,438			
浄化槽設置 整備事業	3	熊野町			R2	R8	40,294	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,692	5,692	40,294	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	5,692	5,692			
		坂町			R2	R8	5,222	746	746	746	746	746	746	746	5,222	746	746	746	746	746	746	746	746			
○施設整備に関する 計画支援事業	31	安芸地区 衛生施設 管理組合			R2	R2	1,200	1,200							1,200	1,200										
○廃棄物処理施設にお ける長寿命化総計 画策定支援事業	32	安芸地区 衛生施設 管理組合			R2	R2	1,500	1,500							1,500	1,500										
合 計							318,216	9,228	276,528	6,528	6,528	6,528	6,438	6,438	318,216	9,228	276,528	6,528	6,528	6,528	6,438	6,438				

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画								備考
					開始	終了		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
発生抑制、 再利用の推進 に関するもの	11	有料化	必要に応じて、料金設定について検討 など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		検討								
	12	環境教育	環境共育の推進 など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		推進								
	13	普及啓発	ホームページや広報誌等で取り組みを呼びかけ など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		啓発								
	14	助成	集団回収を行う団体に対して助成 など	熊野町	R2	R8		助成								
	15	マイバツク運動・レジ袋対策	マイバツク持参を呼び掛ける など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		呼び掛け								
	16	再使用の推進	広報誌やホームページにより啓発 など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		啓発								
	17	NPO や地域住民との協働	地域住民、各種団体と清掃活動 など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		活動								
	18	ごみ分別	ごみ分別表をホームページに公開し、周知・啓発 など	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		周知・啓発								
	19	生活排水対策	家庭などから排出される汚濁負荷量の削減 など	府中町 海田町 熊野町 坂町 広島市※	R2	R8		対策								
処理施設整備 に関するもの	1	安芸クリーンセンター 基幹的設備 改良工事	基幹的設備 改良工事	安芸地区衛生施設管理組合	R3	R3	○	工事								
	2	汚泥再生センター 整備事業	整備事業	安芸地区衛生施設管理組合	—	—		未定								
	3	浄化槽設置 整備事業	浄化槽の整備	熊野町	R2	R8	○	整備								
坂町				R2	R8	○	整備									

※広島市は東区・安芸区が対象地域

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画								備考	
					開始	終了		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1の計画支援	発注仕様書等作成	安芸地区衛生施設管理組合	R2	R2	○	作成									
	32	事業番号1の長寿命化総合計画策定支援	長寿命化総合計画変更	安芸地区衛生施設管理組合	R2	R2	○	策定									
その他	41	再生利用品の需要拡大	スラグ、メタルの有効利用	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		有効利用									
	42	廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発	普及啓発	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		普及啓発									
	43	不法投棄対策	パトロール等	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		不法投棄対策									
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	連携体制の構築	府中町 海田町 熊野町 坂町	R2	R8		体制の構築									

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	安芸地区衛生施設管理組合
(2) 施設名称	安芸クリーンセンター
(3) 工期	令和3年度
(4) 施設規模	処理能力 130 t / 日 (65 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式(溶融炉)
(6) 余剰利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 9.5%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 19.5%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	<p>安芸クリーンセンターは、広島安芸地域の可燃ごみを適正に処理する役割を有する。また、処理に伴う熱エネルギーを用いて発電することや熱回収を行い、さらに、処理残渣のスラグ・メタルを地域内で有効利用することで、循環型社会形成の役割を担っている。そして、災害時には、構成町の災害廃棄物を受け入れ、処理する役割を担っている。</p> <p>基幹的設備改良工事では、災害時にも安定した運転が可能となるよう、DCS 盤（中央監視制御システム）の耐震化と地震発生時の安全停止機能導入を行う。</p>
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

※(9)～(11)は「ごみ燃料化施設」「メタンガス化施設」に係る項目であり、安芸クリーンセンターに該当しないため削除

(12) 事業計画額	270,000 千円
------------	------------

※消費税 10%含む

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	熊野町、坂町
(2) 施設名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽の計画的な整備を図り、公衆衛生の向上及び生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に資することを目的とする。
(4) 事業期間	熊野町 令和2年度～令和8年度 坂町 令和2年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要項 第3(1)アの(イ)及び(キ)
(6) 事業計画額	対象事業費 45,516千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 (361人分)		基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業
5人槽	98基	(249人分)	332千円	32,806千円	32,806千円
6～7人槽	21基	(77人分)	414千円	8,874千円	8,874千円
8～10人槽	7基	(35人分)	548千円	3,836千円	3,836千円
11～20人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基	(人分)	千円	千円	千円
計画策定調査費	—		千円	千円	千円
うち台帳作成費	—		千円	千円	千円
合計	126基	(361人分)	—	45,516千円	45,516千円

※ 5人槽：3基、6～7人槽：2基は、単独処理浄化槽の撤去費として基準額に90千円上乘せ。

熊野町

区分	交付対象基数 (312人分)		基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業
5人槽	91基	(228人分)	332千円	30,482千円	30,482千円
6~7人槽	14基	(49人分)	414千円	5,976千円	5,976千円
8~10人槽	7基	(35人分)	548千円	3,836千円	3,836千円
11~20人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
21~30人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
31~50人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基	(人分)	千円	千円	千円
計画策定調査費	—		千円	千円	千円
うち台帳作成費	—		千円	千円	千円
合計	112基	(312人分)	—	40,294千円	40,294千円

※5人槽：3基、6~7人槽：2基は、単独処理浄化槽の撤去費として基準額に90千円上乘せ。

坂町

区分	交付対象基数 (49人分)		基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業
5人槽	7基	(21人分)	332千円	2,324千円	2,324千円
6~7人槽	7基	(28人分)	414千円	2,898千円	2,898千円
8~10人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
11~20人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
21~30人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
31~50人槽	基	(人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基	(人分)	千円	千円	千円
計画策定調査費	—		千円	千円	千円
うち台帳作成費	—		千円	千円	千円
合計	14基	(49人分)	—	5,222千円	5,222千円

※単独処理浄化槽の撤去費として基準額の上乗せ無し。

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

区分	浄化槽設置整備事業			浄化槽市町村整備推進事業			
	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	91基	30482千円	30482千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	14基	5976千円	5976千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	7基	3836千円	3836千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換)
○対象経費支出予定額の内訳

熊野町

人槽区分	5人槽
基数	3

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
422千円	422千円	422千円		1266千円
合計1266千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
996千円		270千円		1266千円
()基		(3)基		

人槽区分	6~7人槽
基数	2

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
336千円	336千円	336千円		1008千円
合計1008千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
828千円		180千円		1008千円
()基		(2)基		

人槽区分	8~10人槽
基数	2

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
365千円	0千円	731千円		1096千円
合計1096千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1096千円				1096千円
()基		()基		

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基		()基		

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基		()基		

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基		()基		

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基		()基		

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳

熊野町

人槽区分	5人槽
基数	51

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
5644千円	5644千円	5644千円		16932千円
合計16932千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
16932千円				16932千円

人槽区分	6~7人槽
基数	9

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1242千円	1242千円	1242千円		3726千円
合計3726千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
3726千円				3726千円

人槽区分	8~10人槽
基数	2

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
365千円	365千円	366千円		1096千円
合計1096千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1096千円				1096千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽26基、7人槽1基、10人槽3基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽7基、7人槽2基	他の市町村からの転入者が家屋を新築し合併処理浄化槽を設置する	
5人槽4基	集合住宅から転居して新築をする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	37

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
4094千円	0千円	8190千円		12284千円
合計12284千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
12284千円				12284千円

人槽区分	6~7人槽
基数	3

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
414千円	0千円	828千円		1242千円
合計1242千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1242千円				1242千円

人槽区分	8~10人槽
基数	3

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
548千円	0千円	1096千円		1644千円
合計1644千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1644千円				1644千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

熊野町

人槽区分	21～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

区分	浄化槽設置整備事業			浄化槽市町村整備推進事業			
	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	7基	2324千円	2324千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	7基	2898千円	2898千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換)

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	7

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
770千円	770千円	784千円	0千円	2324千円
合計2324千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2324千円	0千円	0千円	0千円	2324千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	6~7人槽
基数	7

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
966千円	966千円	966千円	0千円	2898千円
合計2898千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2898千円	0千円	0千円	0千円	2898千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	8~10人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	11~20人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	21~30人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	31~50人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	(0)基	(0)基		

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	(0)基	(0)基		

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳

坂 町

人槽区分	5人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	6~7人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	8~10人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	21~30人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	31~50人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円				0千円

浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0

人槽区分	6~7人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

人槽区分	8~10人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

坂 町

人槽区分	21～30人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

人槽区分	31～50人槽
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0千円			0千円	0千円

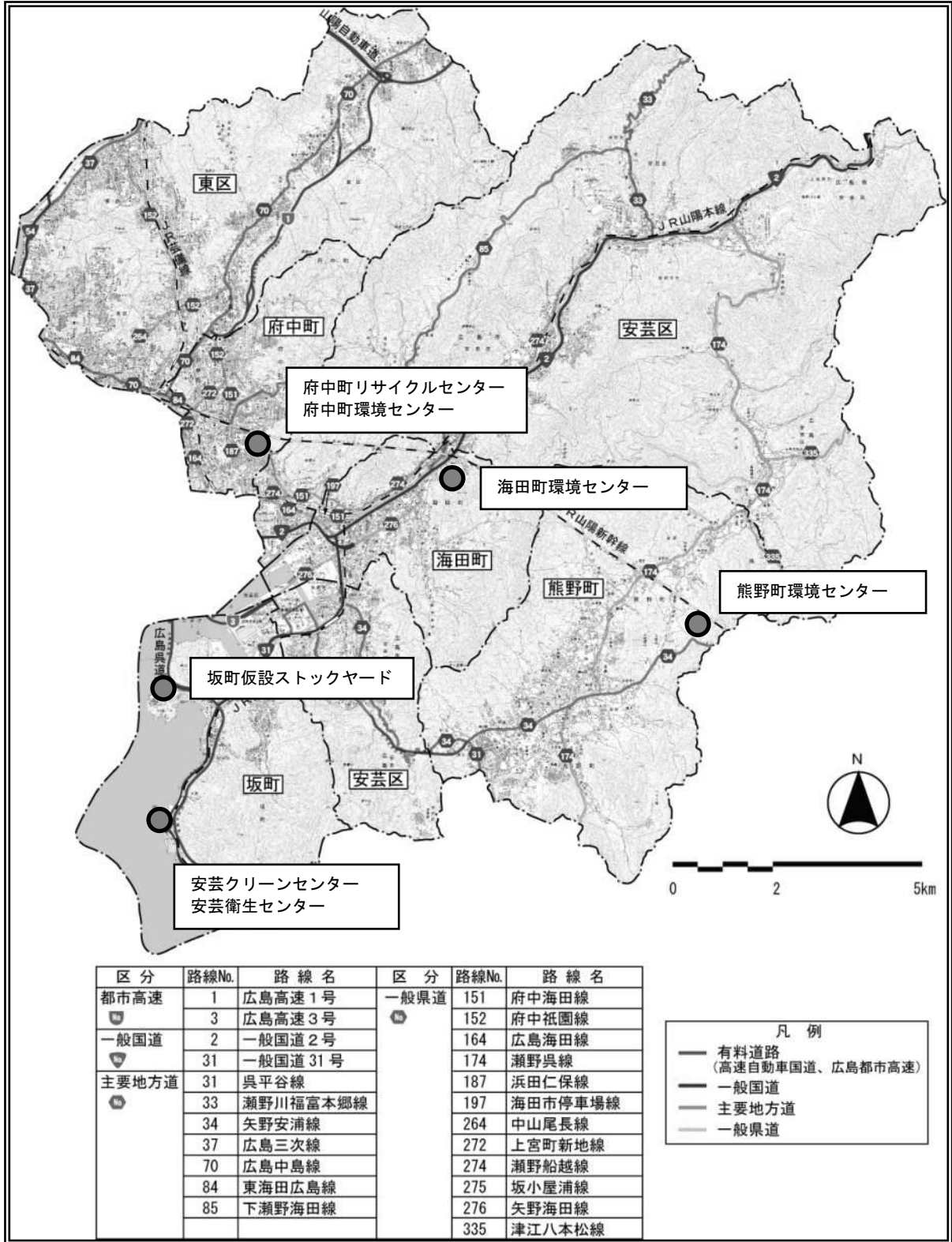
計画支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	安芸地区衛生施設管理組合	
(2) 事業目的	安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事のため	
(3) 事業名称	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る 長寿命化総合計画変更事業	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る 発注仕様書等作成事業
(4) 事業期間	令和2年度	令和2年度
(5) 事業概要	災害廃棄物処理体制の強化を目的とした安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画の変更を行う。	災害廃棄物処理体制の強化を目的とした安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る発注仕様書等の作成を行う。
(6) 事業計画額	1,500 千円	1,200 千円

廃棄物処理施設の位置図

添付資料 1

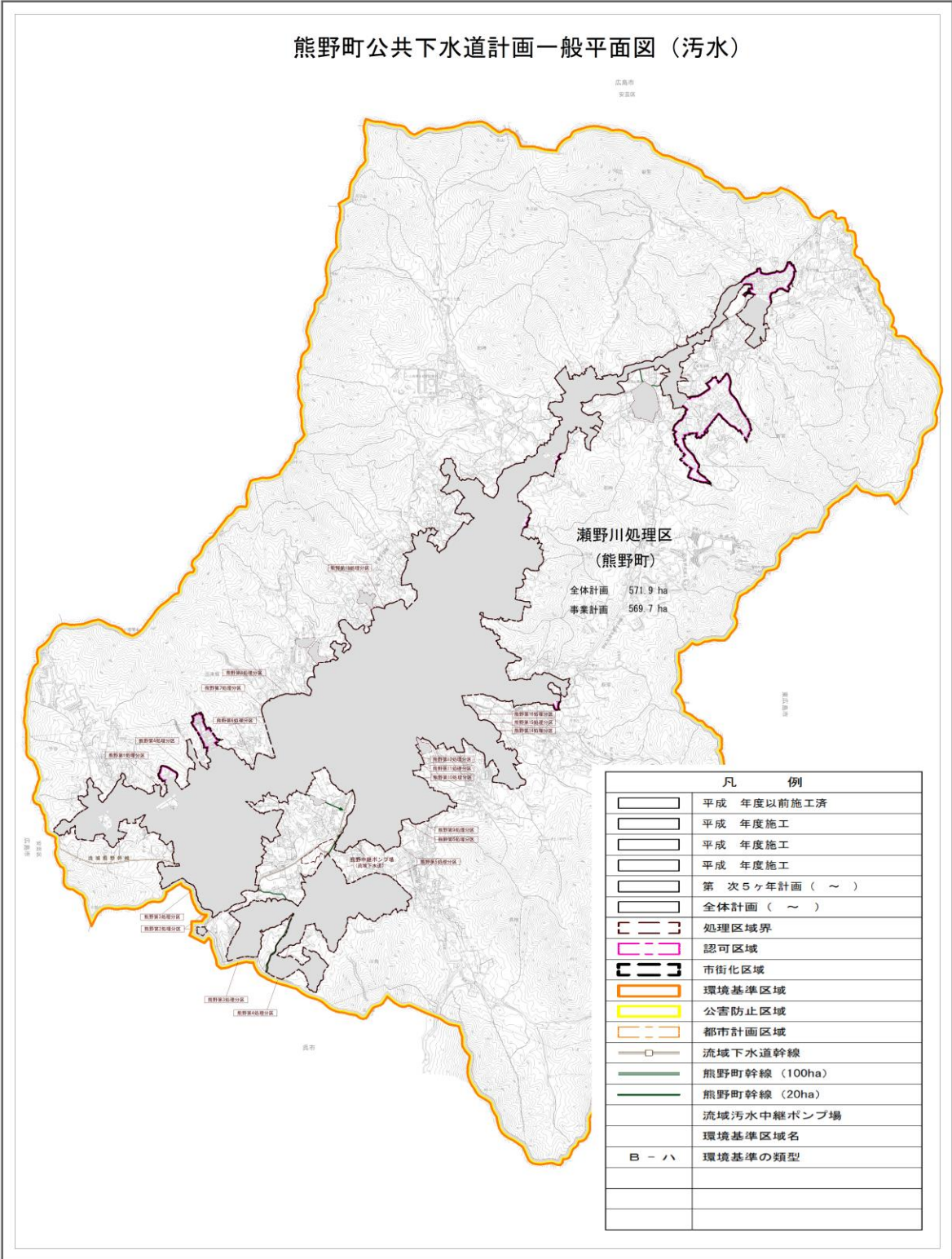


区分	路線No.	路線名	区分	路線No.	路線名
都市高速	1	広島高速 1号	一般県道	151	府中海田線
	3	広島高速 3号		152	府中祇園線
一般国道	2	一般国道 2号		164	広島海田線
	31	一般国道 31号		174	瀬野呉線
主要地方道	31	呉平谷線		187	浜田仁保線
	33	瀬野川福富本郷線		197	海田市停車場線
	34	矢野安浦線		264	中山尾長線
	37	広島三次線		272	上宮町新地線
	70	広島中島線		274	瀬野船越線
	84	東海田広島線		275	坂小屋浦線
	85	下瀬野海田線		276	矢野海田線
				335	津江八本松線

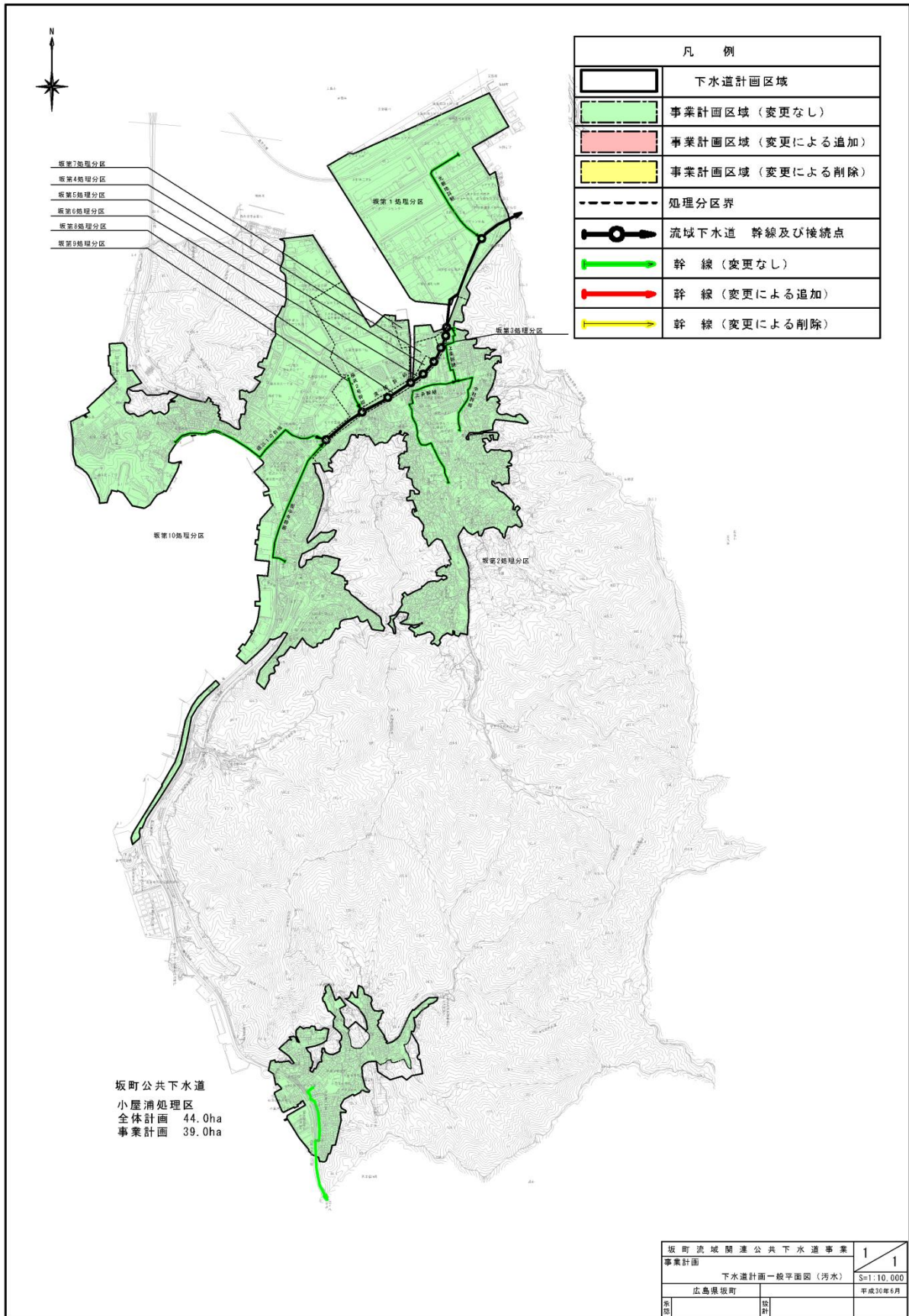
- 凡例
- 有料道路
(高速自動車国道、広島都市高速)
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道

浄化槽区域図

熊野町（下水道処理区域界外：浄化槽設置整備事業の対象）



坂町（下水道計画区域外：浄化槽設置整備事業の対象）



人口、ごみ、生活排水に関するデータ

(1) 人口

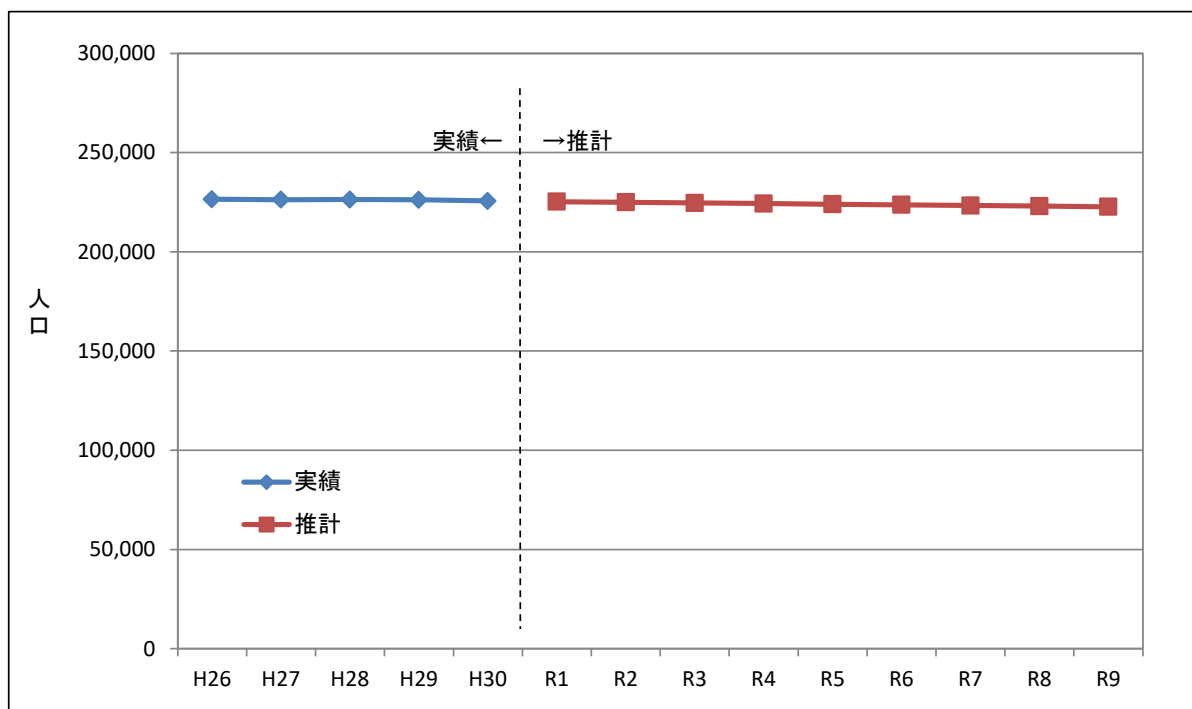


図 人口の実績及び推計

表 人口の実績及び推計

全体

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	226,473	226,226	226,349	226,130	225,526

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	225,212	224,904	224,599	224,301	224,009	223,720	223,433	223,154	222,878

単位：人

府中町

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	51,923	52,012	52,090	52,140	52,142

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	52,222	52,300	52,377	52,453	52,528	52,601	52,673	52,745	52,815

単位：人

海田町

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	29,118	29,265	29,636	29,857	29,909

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	30,016	30,122	30,227	30,330	30,433	30,534	30,635	30,735	30,834

単位：人

熊野町

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	24,750	24,581	24,339	24,303	24,066

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	23,924	23,785	23,648	23,514	23,382	23,252	23,123	22,997	22,872

単位：人

坂町

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	13,085	13,049	13,104	13,104	13,194

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	13,203	13,213	13,221	13,230	13,238	13,246	13,253	13,261	13,269

単位：人

広島市 東区・安芸区

	H26	H27	H28	H29	H30
人口	107,597	107,319	107,180	106,726	106,215

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	105,847	105,484	105,126	104,774	104,428	104,087	103,749	103,416	103,088

単位：人

実績：住民基本台帳 3/31 付 外国人含む

推計：各種推計式（一次式、二次式、指数式、べき乗式、ロジスティック式、対数式）による
推計結果の平均値

(2) ごみ排出量

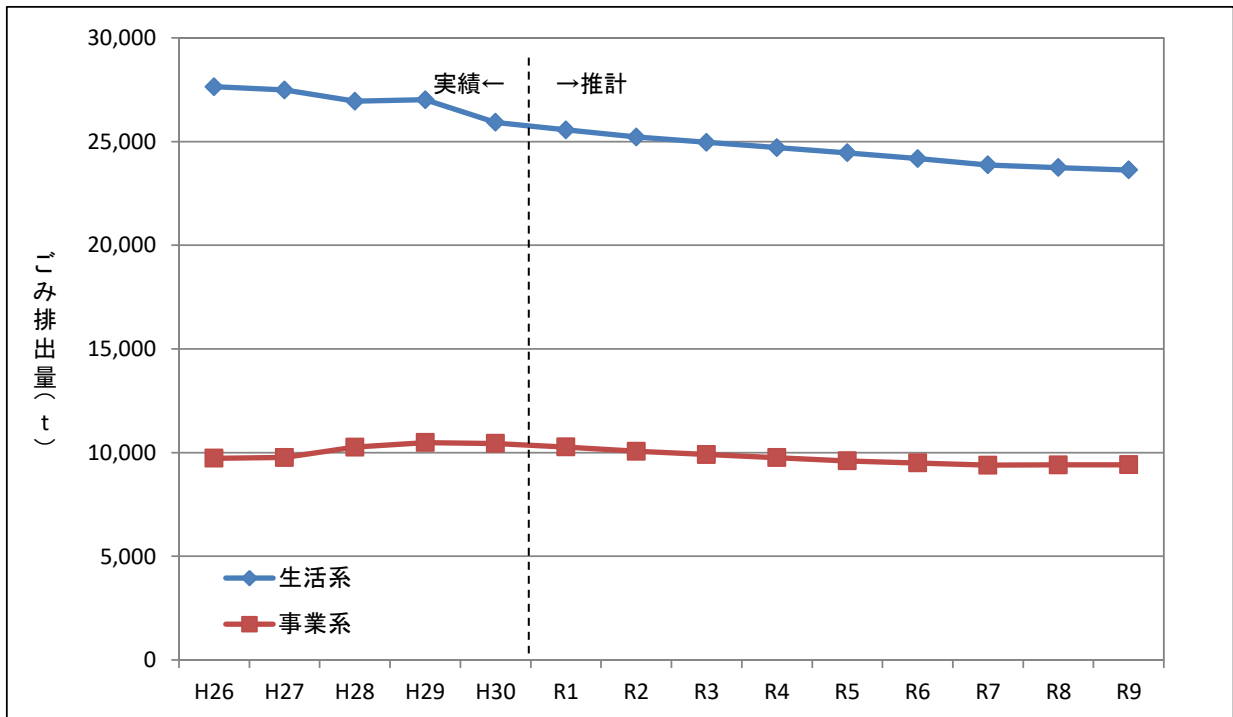


図 ごみ排出量の実績及び推計

表 ごみ排出量の実績及び推計

全体

	H26	H27	H28	H29	H30
生活系	27,643	27,490	26,947	27,021	25,924
事業系	9,732	9,767	10,263	10,488	10,441

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
生活系	25,561	25,219	24,964	24,710	24,455	24,180	23,871	23,746	23,631
事業系	10,270	10,061	9,908	9,755	9,601	9,498	9,394	9,407	9,414

単位：t/年

府中町

	H26	H27	H28	H29	H30
生活系	11,162	10,957	10,802	10,795	10,552
事業系	3,977	3,980	4,342	4,541	4,563

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
生活系	10,378	10,221	10,066	9,910	9,754	9,598	9,446	9,458	9,471
事業系	4,472	4,364	4,254	4,145	4,036	3,927	3,817	3,824	3,829

単位：t/年

海田町

	H26	H27	H28	H29	H30
生活系	6,424	6,366	6,237	6,247	6,335
事業系	3,340	3,364	3,348	3,343	3,116

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
生活系	6,224	6,113	6,002	5,891	5,780	5,669	5,558	5,447	5,345
事業系	3,122	3,128	3,134	3,140	3,146	3,152	3,158	3,164	3,166

単位：t/年

熊野町

	H26	H27	H28	H29	H30
生活系	6,248	6,523	6,206	6,312	5,624
事業系	1,030	1,030	1,009	1,013	1,125

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
生活系	5,500	5,385	5,354	5,326	5,296	5,279	5,240	5,212	5,184
事業系	1,070	1,013	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014

単位：t/年

坂町

	H26	H27	H28	H29	H30
生活系	3,809	3,644	3,702	3,667	3,413
事業系	1,385	1,393	1,564	1,591	1,637

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
生活系	3,459	3,500	3,542	3,583	3,625	3,634	3,627	3,629	3,631
事業系	1,606	1,556	1,506	1,456	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405

単位：t/年

(3) ごみの減量化、再生利用、最終処分量

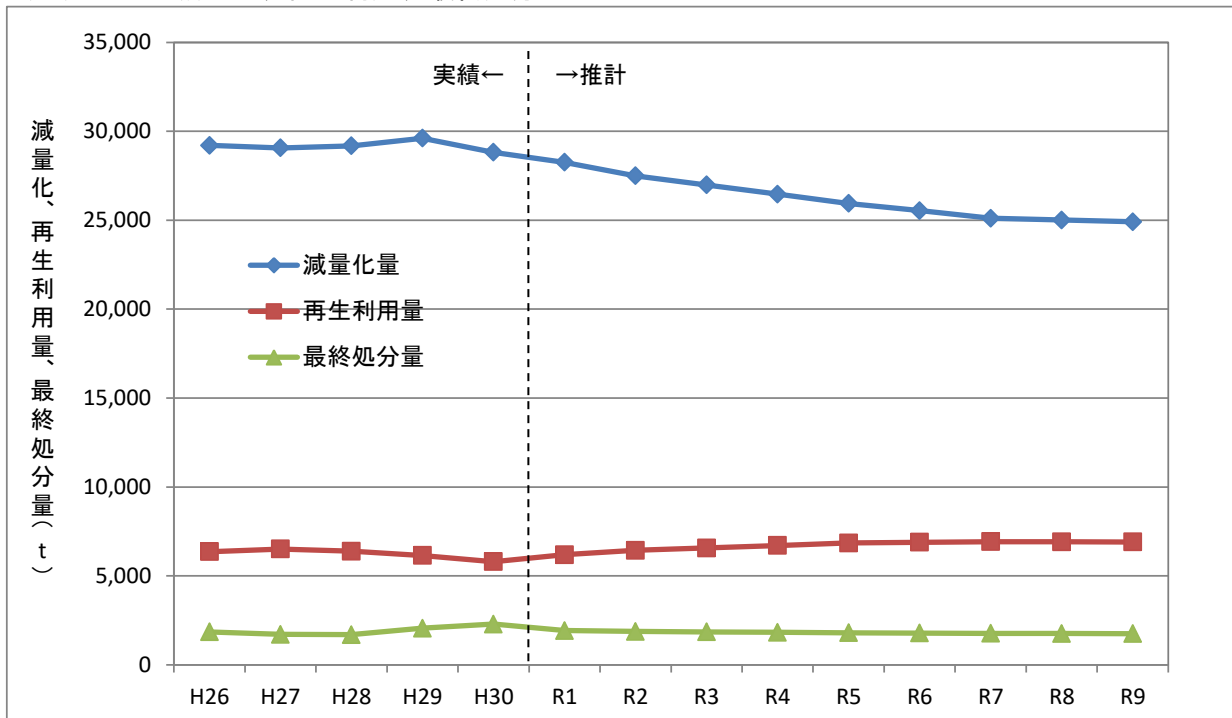


図 ごみの減量化、再生利用、最終処分量の実績及び推計

表 ごみの減量化、再生利用、最終処分量の実績及び推計

全体

	H26	H27	H28	H29	H30
減量化量	29,208	29,070	29,182	29,612	28,815
再生利用量	6,369	6,517	6,387	6,152	5,800
最終処分量	1,858	1,711	1,698	2,057	2,289

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化量	28,255	27,501	26,982	26,465	25,944	25,540	25,108	25,011	24,915
再生利用量	6,190	6,436	6,572	6,710	6,850	6,890	6,925	6,917	6,912
最終処分量	1,925	1,882	1,857	1,829	1,801	1,787	1,771	1,764	1,757

単位：t/年

府中町

	H26	H27	H28	H29	H30
減量化量	12,276	12,001	12,263	12,503	12,549
再生利用量	1,976	2,132	2,097	2,164	2,450
最終処分量	887	804	784	981	638

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化量	12,252	11,948	11,641	11,336	11,031	10,727	10,423	10,441	10,458
再生利用量	2,492	2,538	2,586	2,633	2,681	2,727	2,776	2,776	2,777
最終処分量	628	621	615	608	600	593	586	587	587

単位：t/年

海田町

	H26	H27	H28	H29	H30
減量化量	7,759	7,764	7,684	7,766	7,610
再生利用量	1,559	1,542	1,491	1,339	1,036
最終処分量	446	424	410	485	805

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化量	7,697	7,600	7,503	7,406	7,308	7,211	7,115	7,017	6,923
再生利用量	1,175	1,174	1,172	1,171	1,170	1,168	1,166	1,165	1,165
最終処分量	474	467	461	454	448	442	435	429	423

単位：t/年

熊野町

	H26	H27	H28	H29	H30
減量化量	5,247	5,409	5,204	5,294	4,806
再生利用量	1,805	1,922	1,795	1,711	1,572
最終処分量	286	263	273	320	388

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化量	4,550	4,294	4,275	4,256	4,236	4,227	4,200	4,182	4,162
再生利用量	1,665	1,766	1,756	1,748	1,740	1,733	1,723	1,715	1,708
最終処分量	372	355	354	353	351	350	348	346	345

単位：t/年

坂町

	H26	H27	H28	H29	H30
減量化量	3,926	3,896	4,031	4,049	3,850
再生利用量	1,029	921	1,004	938	742
最終処分量	239	220	231	271	458

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
減量化量	3,756	3,659	3,563	3,467	3,369	3,375	3,370	3,371	3,372
再生利用量	858	958	1,058	1,158	1,259	1,262	1,260	1,261	1,262
最終処分量	451	439	427	414	402	402	402	402	402

単位：t/年

(4) 生活排水処理形態別人口

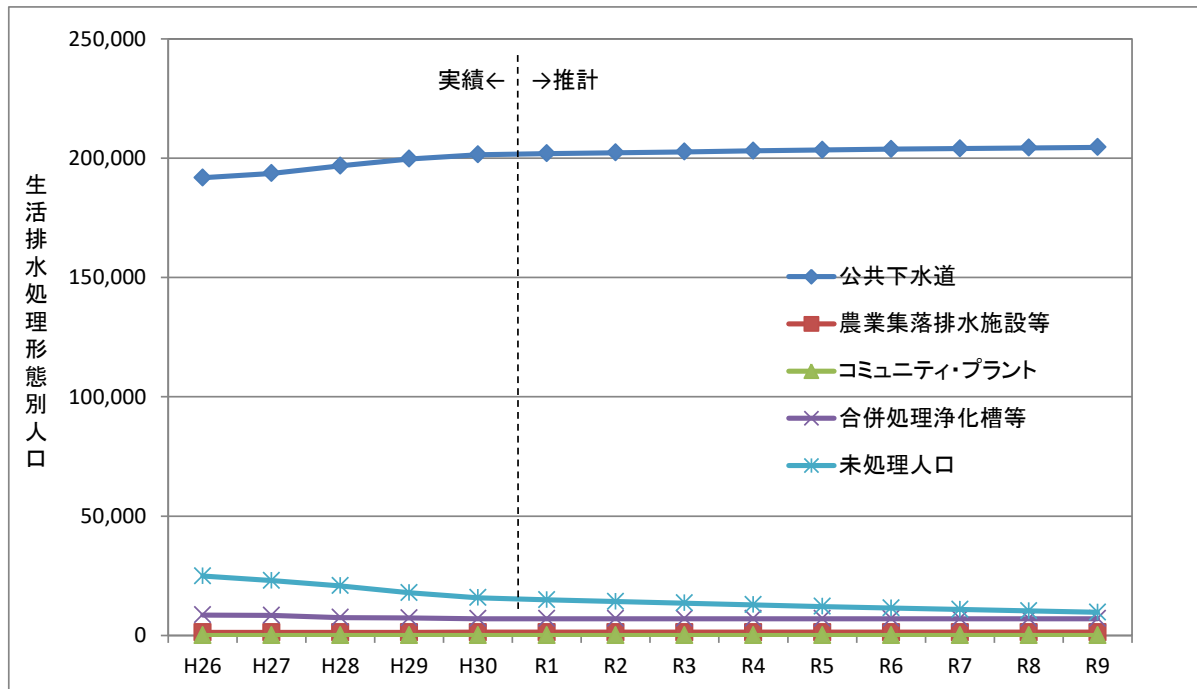


図 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

表 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

全体

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	191,809	193,625	196,768	199,685	201,442
農業集落排水施設等	1,303	1,289	1,298	1,317	1,332
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	8,524	8,372	7,489	7,272	6,986
未処理人口	24,837	22,940	20,794	17,856	15,766
合計	226,473	226,226	226,349	226,130	225,526

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	201,946	202,338	202,730	203,123	203,519	203,912	204,223	204,538	204,854
農業集落排水施設等	1,335	1,338	1,341	1,344	1,347	1,349	1,352	1,354	1,356
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	7,022	7,020	7,017	7,015	7,012	7,011	7,009	7,007	7,006
未処理人口	14,909	14,208	13,511	12,819	12,131	11,448	10,849	10,255	9,662
合計	225,212	224,904	224,599	224,301	224,009	223,720	223,433	223,154	222,878

単位：人

府中町

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	42,208	42,769	44,520	45,848	47,126
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	2,413	2,303	1,913	2,100	2,049
未処理人口	7,302	6,940	5,657	4,192	2,967
合計	51,923	52,012	52,090	52,140	52,142

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	47,320	47,512	47,704	47,895	48,086	48,275	48,464	48,652	48,840
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	2,052	2,055	2,058	2,061	2,064	2,067	2,070	2,073	2,076
未処理人口	2,850	2,733	2,615	2,497	2,378	2,259	2,139	2,020	1,899
合計	52,222	52,300	52,377	52,453	52,528	52,601	52,673	52,745	52,815

単位：t/年

海田町

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	25,933	26,592	27,109	27,789	28,132
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	417	415	373	348	335
未処理人口	2,768	2,258	2,154	1,720	1,442
合計	29,118	29,265	29,636	29,857	29,909

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	28,276	28,435	28,595	28,752	28,910	29,067	29,224	29,380	29,536
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	335	335	335	335	335	335	335	335	335
未処理人口	1,405	1,352	1,297	1,243	1,188	1,132	1,076	1,020	963
合計	30,016	30,122	30,227	30,330	30,433	30,534	30,635	30,735	30,834

単位：t/年

熊野町

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	21,368	21,301	21,269	21,297	21,135
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	762	859	1,407	1,360	1,368
未処理人口	2,620	2,421	1,663	1,646	1,563
合計	24,750	24,581	24,339	24,303	24,066

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	21,099	20,974	20,848	20,723	20,598	20,472	20,346	20,220	20,093
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	1,372	1,376	1,380	1,384	1,388	1,392	1,396	1,400	1,404
未処理人口	1,453	1,435	1,420	1,407	1,396	1,388	1,381	1,377	1,375
合計	23,924	23,785	23,648	23,514	23,382	23,252	23,123	22,997	22,872

単位：t/年

坂町

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	12,616	12,604	12,674	12,779	12,630
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	51	52	55	57	58
未処理人口	418	393	375	268	506
合計	13,085	13,049	13,104	13,104	13,194

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	12,636	12,644	12,652	12,661	12,669	12,677	12,683	12,691	12,699
農業集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	59	60	61	62	63	64	65	66	67
未処理人口	508	509	508	507	506	505	505	504	503
合計	13,203	13,213	13,221	13,230	13,238	13,246	13,253	13,261	13,269

単位：t/年

広島市（東区・安芸区）

	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道	89,684	90,359	91,196	91,972	92,419
農業集落排水施設等	1,303	1,289	1,298	1,317	1,332
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	4,881	4,743	3,741	3,407	3,176
未処理人口	11,729	10,928	10,945	10,030	9,288
合計	107,597	107,319	107,180	106,726	106,215

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
公共下水道	92,615	92,773	92,931	93,092	93,256	93,421	93,506	93,595	93,686
農業集落排水施設等	1,335	1,338	1,341	1,344	1,347	1,349	1,352	1,354	1,356
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	3,204	3,194	3,183	3,173	3,162	3,153	3,143	3,133	3,124
未処理人口	8,693	8,179	7,671	7,165	6,663	6,164	5,748	5,334	4,922
合計	105,847	105,484	105,126	104,774	104,428	104,087	103,749	103,416	103,088

単位：t/年

廃棄物処理施設の概要

安芸クリーンセンター

	概要
所在地	広島県安芸郡坂町 21322 番地の 11
設置主体名	安芸地区衛生施設管理組合
運営管理体制	委託
竣工年月日	平成 14 年 11 月（平成 30 年 3 月 基幹的設備改良工事）
処理方式	全連続 熱分解ガス化熔融
公称処理能力	130 t / 日（65 t / 日 × 2 炉）
灰の処理方法	熔融固化

安芸衛生センター

	概要
所在地	広島県安芸郡坂町 21322 番地の 11
設置主体名	安芸地区衛生施設管理組合
運営管理体制	委託
供用開始年月日	昭和 57 年 4 月
処理形式	標準脱窒素処理方式、高度処理
公称処理能力	300kL / 日

府中町リサイクルセンター（ペットボトル等 圧縮梱包）

	概要
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	ペットボトル、紙パック、白色トレイ
供用開始年月日	平成 11 年 3 月
処理形式	圧縮、梱包
公称処理能力	0.8 t / 日

府中町リサイクルセンター（ストックヤード）

	概要
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	ペットボトル、紙パック、食品トレイ
供用開始年月日	平成 11 年 3 月
公称処理能力	273m ²

府中町環境センター（大型ごみ分解場）

	概要
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	大型ごみ（可燃性、不燃性）
供用開始年月日	昭和 60 年 8 月
処理形式	分解
公称処理能力	100m ²

府中町環境センター（ストックヤード）

	概要
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	直営
処理対象物	新聞、雑誌、ちらし、缶、びん類、布、金属類、大型ごみ（可能性・不燃性の分解したもの）、埋立ごみ、有害物
供用開始年月日	昭和 56 年 5 月
公称処理能力	184m ²

海田町環境センター（ストックヤード）

	概要	
所在地	海田町国信 2 丁目 18-1	
設置主体名	海田町	
運営管理体制	直営	
処理対象物	スチール缶、アルミ缶	ペットボトル
供用開始年月日	昭和 63 年 9 月	平成 11 年 9 月
処理形式	選別、資源化	圧縮
公称処理能力	1.27t/h	0.3t/h

※設備は現在休止中（ストックヤードとして使用）

熊野町環境センター（ストックヤード）

	概要	
所在地	熊野町 2682 番地 73	
設置主体名	熊野町	
運営管理体制	指定管理	
処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、その他	
供用開始年月日	平成 18 年	
処理形式	保管	
公称処理能力	574m ²	

坂町仮設ストックヤード

	概要	
所在地	坂町鯛尾 1 丁目 5708 番 34 他	
設置主体名	坂町	
運営管理体制	委託	
処理対象物	紙類、ビン類、布類、金属類、ペットボトル、粗大ごみ、有害ごみ、埋立ごみ	
供用開始年月日	平成 30 年 11 月	
処理形式	保管	
公称処理能力	5,209.39m ² の一部	

ごみ分別区分

ごみ出しのルール

- 時間** 収集日当日の**午前8時30分**までに出してください。
- 場所** 決められた**ごみステーション**に出してください。
- 出し方** 分別ルールに従い**正しく分けて**出してください。

袋に入れて出すごみ

- 普通ごみ
- ビン・缶
- 埋立ごみ
- 衣類
- 有害ごみ

【注意点】

- 「透明」又は「半透明」の袋で出してください。
- 紙袋、黒い袋、箱では出せません。
- 大きさは45L以下、重さは10kg以下で出してください。
- 埋立ごみは、土のう袋の使用も可能です。



紐で縛って出すごみ

- 刃定ごみ
- 新聞・雑誌・雑誌がみ
- ダンボール

【注意点】

- 「刃定ごみ」をごみステーションに出す場合は、長さ50cm、直径30cm程度に束ねてください。
- 多量に出ると回収できません。「2束」までしてください。
- 雑誌がみは、雑誌にはさんだり、紐で縛るか、紙袋に入れてください。



収集容器に直接入れて出すごみ

- ペットボトル
- 紙パック
- 白色トレイ

【注意点】

- 収集場所は、通常のごみステーションと必ずしも一致しません。
- 収集日の前日(天候によっては当日の朝)までに専用の収集容器を設置します。
- 袋に入れなくて、そのまま収集容器に入れてください。
- 町内の何か所かのスーパーにも回収箱を設置しています。



次のものは、環境課にご相談ください

TEL 286-3242

- 道路上の**犬猫の死体**
- 町内会等で**地域清掃**を行ったもの



ガラス除けのネットを使用しているごみステーションでは、ネットですっかりとすき間のないように覆い、ネットの上にごみを置いたり、ごみの一部がはみ出さないようにしてください。



引越しや片付けなどで一時的に出た多量のごみを、ごみステーションに出すことはできません。
▶ごみステーションに出すごみは、**2袋**までで小出ししてください。

ごみが多量にあるときは**環境センター**へ持ち込んでください。
▶燃えるごみで多量の場合は、直接安芸クリーンセンターへ持ち込むことも可能です。

府中町環境センター

- 所在地：府中町八幡四丁目1番1号
- 電話：082-286-3267
- 受付時間：月曜日～金曜日
(祝休日、年末年始を除く)
午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
- 持ち込みに必要なもの：府中町の住所が確認できるもの(例)運転免許証、健康保険証、郵便物、住民票、マイナンバーカードなど



安芸クリーンセンター

- 所在地：安芸郡坂町1322番地の8
- 電話：082-885-2538
- 受付時間：月曜日～金曜日
(祝休日、年末年始を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
- 持ち込みに必要なもの：府中町の住所が確認できるもの(例)運転免許証、健康保険証、郵便物、住民票、マイナンバーカードなど



普通ごみ

30cm未満の小さなごみです。焼却処理します。

毎週2回

台所ごみ 食器、調理器具、生ゴミ、ペットボトル、紙パック、白色トレイ	再生できない紙くず・ビニル製の容器、ゴミ紙など 紙くず、ビニル製の容器、ゴミ紙など	その他の燃えるごみ 衣類、ダンボール、新聞・雑誌、雑誌がみ
--	---	---

ごみを出すときの注意点

生ごみ ▶水分をよく切ってください。 ▶ごみが汚量されて輸送・燃焼コストを稼げるようになります。	カセットテープは普通ごみ、ビデオテープは大形ごみです。
刃定ごみ ▶長さ50cm、束の直径30cmまでの大きさに縛ってください。 ▶窄い小さな区は透網袋または非透網の袋に入れて出してください。 ▶多量にある場合は2束まで、小出ししてください。	カップ麺の容器や、筒が空になった缶やダンボールは普通ごみです。
下着類 ▶下着は普通ごみです。 ▶有価物の「衣類」ではありません。	表裏がアルミ加工されている紙パックやダンボールは普通ごみです。
食用油 ▶液体のごみは収集できません。 ▶油は、新聞や、水布布に染み込ませて出してください。	30cm以上のプラスチック製品やおもちゃは大型ごみです。
ライター・花火・マッチ ▶自身を燃やさないでください。 ▶花火やマッチは水にぬらして出してください。	厚紙類、カーボン紙など再生できない紙は普通ごみです。
紙おむつ ▶汚物は取り除いて出してください。	汚れているもの、特殊加工をしているもの、紙以外の部分は、焼かずにして資源化できません。普通ごみなどに出してください。

有価物

リサイクルして資源化します。

毎週1回

資源物 持ち去り禁止 ごみ集積場に運出された町長が定める資源物(紙類、布類、金属類、ガラスびん等再利用可能物)は、条例により町長が指定する有価物の回収。運搬は禁止されています。禁止品を運出すると罰金、没収、廃棄した品は、条例により20万円以下の罰金に処せられることがあります。	新聞・雑誌・雑誌がみ	ダンボール	衣類	ビン・缶、その他小型の金属類
--	-------------------	--------------	-----------	-----------------------

ごみを出すときの注意点

品目別に順番に収集するため、ごみ預けているも後から出されたごみは収集されません。

1回目 新聞・雑誌・雑誌がみ
2回目 ダンボール
3回目 衣類
4回目 ビン・缶

新聞・雑誌 ▶ひもで縛ってください。 ▶雨にぬれてもかまいません。	カーテンは大型ごみです。
ダンボール ▶ひもで縛ってください。 ▶雨にぬれてもかまいません。	厚布巾、バスタオルなどは、大型ごみです。
雑誌がみ ▶ひもで縛ったり、紙袋に入れて出してください。 ▶個人情報、できるだけ隠してください。	布巾・毛布などは大型ごみです。
衣類 ▶透明または半透明の袋に入れてください。 ▶雨にぬれるとカビが発生し、再生できなくなります。 ▶下着類は普通ごみです。	化粧品ビン、薬品のビンは、埋立ごみです。
ビン・缶 ▶飲料・食品が入っていたビン・缶。 ▶ふたは、はずしてください。 ▶中身を処分して出してください。	ビールビンやソーラービンなどのリターナルビンは、購入店へ。
小型の金属類 ▶カセットなどは紙に包んで中身を表示してください。 ▶30cm以上のものは、大型ごみへ出してください。	スプレー缶は、使い終わってふたを外してください。

埋立・有済み

燃えないごみで再生できないものは埋立ごみです。水銀などの含まれているものは、有害ごみです。

毎月1回

埋立ごみ

有害ごみ

ごみを出すときの注意点

危険なものは、新聞紙などにくるんで「危険」と表示してください。
重さは10kg以下にしてください。
土や泥は土の袋の使用も可能です。

可燃ごみ、ボタン電池は、販売店へ返却してください。くわしくは <https://www.jarc.com/>へお問い合わせください。

保清潔：使い捨てカイロは埋立ごみです。

箱物は、素材によって梱包の仕方が変わります。パルプや木材、おからなど燃える物でもできる場合は箱詰めのみ、他の場合は埋立ごみです。箱物の入っていた袋または、購入された袋で梱包してください。

ペットボトル・紙パック・白色トレイ

選別してリサイクルします。

毎月2回

ペットボトル

キャップをはずす
ラベルをはがす
中をよく洗う

【ペットボトル】このマークがラベルまたは容器本体についています。

紙パック

ストローやストローの入っている袋を取り除く
中をよく洗う
開く
乾かすまたはふく

【紙パック】内側にアルミがはつてあるものは、資源ごみで出してください。

白色トレイ

中をよく洗う
乾かすまたはふく

【白色トレイ】表面とも白一色のもの。柄物、色物、カップ類の容器は収集しません。半分に折ったとき、パリッと音がするもの。

ごみを出すときの注意点

収集場所は、通常のごみステーションとは、必ずしも一致しません。

収集日の前日に専用の収集容器を設置します。

袋に入れないで収集容器にそのまま入れてください。

町内の何か所かのスーパーにも回収箱を設置しています。

台車などの運搬時は、収集しない場合があります。

大型ごみ

焼却処理できるように分解します。

年4回

家具類・家具類

電気製品類

30kg以上のごみ

その他

ミキサー

ミキサーは、ガラス部分やプラスチック部分、電気部品を分解して分別してください。

ストーブ

ストーブは、タンクの油を空にしてから分解してください。ガス部分や電気部品は、分解して分別してください。

鏡・ガラス

鏡・ガラスは、使用していない鏡は、分解して分別してください。ガラス部分は、破損防止のために分別してください。

掃除機

掃除機は、電気部品を分解して分別してください。

電気製品類

電気製品は、可燃物と分別してください。必ず可燃物と分別してください。

ビデオテープ

ビデオテープは、可燃物と分別してください。必ず可燃物と分別してください。

ごみを出すときの注意点

金属を手作業で分別してリサイクルします。できるだけ分解して出してください。ガラス類が割るといへん危険ですので、埋立・有害ごみの日に出してください。

家電4品目

メーカーなどにリサイクルをする義務が課されています。

家電リサイクル法対象機器の処分

「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・洗濯機」「洗濯機・衣類乾燥機」の家電機器は、メーカーなどにリサイクルをする義務が課されています。メーカーよりリサイクル料金がかわることがあります。くわしくは下記の「家電リサイクル券センター」へお問い合わせください。

品名	リサイクル料金(税込)
エアコン	900円～
テレビ	15型以下 1,700円～ 16型以上 2,700円～
冷蔵庫・洗濯機	170ℓ以下 3,400円～ 171ℓ以上 4,300円～
洗濯機・衣類乾燥機	2,300円～

お問い合わせ先 **家電リサイクル券センター**
☎0120-319640
<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

処分方法	処分料金	手続きなど
過去に購入した家電販売店に引き取りを依頼する	リサイクル料金+運搬料	家電販売店に確認してください。
指定引取場所へ持ち込む	リサイクル料金	①郵便局で、製造メーカーと大きさを告げてリサイクル券を購入してください。 ②郵便局で、指定引取場所へ持ち込んでください。 ③郵便局で、製造メーカーと大きさを告げてリサイクル券を購入し、収集手数料を支払ってください。
町の委託業者に引き取りを依頼する	リサイクル料金+手数料(2,800円)	①町の委託業者が個別に収集します。後援事業費等 ☎281-0531にご連絡ください。 ②町の委託業者にお知らせの電話で引取り日時を相談してください。
環境センターに持ち込む	リサイクル料金+手数料(2,100円)	①郵便局で、製造メーカーと大きさを告げてリサイクル券を購入してください。 ②環境センターの窓口で、リサイクル券を提出してください。 ③環境センターで、運搬手数料を支払ってください。

指定引取場所

岡山県貨物運送株式会社
広島主管支店
広島市中区光南六丁目1-16
☎243-8111

西濃運輸株式会社
広島支店
広島市中区光南六丁目2-15
☎545-9071

受付時間
月曜日～土曜日
午前9時～午後6時
午後1時～午後5時
(即日、年末年始、お盆を除く)

収集しません

購入先や、販売店、メーカーに相談するか、専門の処理業者に処理を依頼してください。

府中町環境センターへの持ち込みも、ごみステーションにも出せないもの

- ピアノ・オルガン・ギター
- ホイール ●業務用ファンミリ
- 感染性があるもの ●仏像等
- 耐火金庫 ●注射針等の鋭利なもの
- オートバイ (原付を含む)
- 発電機 ●ガスボンベ ●石膏ボード
- 農薬用機軸 ●給湯器 ●ボイラー
- ソーラシステム
- 犬・猫の死体 (小動物)
- 建築廃材、石垣瓦は瓦葺き等状況による

くわしくは、府中町環境センター ☎286-3267 にお問い合わせください。

ごみステーションには出せないが、府中町環境センターに出せるもの
●廃品として取り扱えるもの
●廃品として取り扱えないもののみ
●業者が取り扱えないものは持ち込みません。

たたみ
バッテリー
建築廃材

メーカーが回収してリサイクルするもの

リサイクル料金は、原則1回1台1台のみのものです。

二輪車(バイク)の処分

メーカー・輸入事業者(メーカーなど)で、セーフティネットとして公正処理・再資源化を目的に「二輪車リサイクルシステム」として自主的に取組んでいます。

処分方法	指定引取場所へ持ち込む	廃棄二輪車取扱店に搬送
回収費用	無料	あり
処分料金	なし	あり
運搬費用	なし	あり

お問い合わせ先
公益財団法人自動車リサイクル促進センター
☎050-3000-0727
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

消防器具の処分

消防器具の90%以上が再資源化されます。「集めた消防器具」や「耐用年数過ぎた消防器具」は、メーカーがリサイクル窓口を通じて回収し適切にリサイクルしています。使用済みの中身の無いもののみ、環境センターに持ち込みます。

処分方法	指定引取場所へ持ち込む	ゆうパックで回収を依頼する
お問い合わせ先	広島県消防設備協議会	ゆうパックセンター
TEL	0120-72-3830	0120-822-306
処分料金	お問い合わせ先にお尋ねください。	2,200円(税込)

パソコンの処分

「パソコン」は、資源有効利用促進法及び小型家電リサイクル法に基づいて回収・リサイクルされます。一般社団法人パソコン3R推進委員会または各パソコンメーカーにお問い合わせください。また、一部の家電量販店でも、パソコンの回収が行われています。

お問い合わせ先
一般社団法人 パソコン3R推進委員会
☎03-5282-7885
ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

PCリサイクルマークのついたパソコンはメーカーが無償でリサイクル!

PCリサイクルマークは、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭向けパソコンに貼付されています。このマークの付いたパソコンは、廃棄する際に新たな料金をご負担いただくことなく、無償で回収されます。PCリサイクルマークのないパソコンは、資源再資源化料金が掛かります。詳しくは、一般社団法人パソコン3R推進委員会または各パソコンメーカーにお問い合わせください。



2019年度 家庭ごみの正しい出し方

海田町環境センター
823-4601

ごみは、[決められた日]に[決められたもの]を[正しく分別]して[決められた場所]に[朝8時30分]までに出してください。

収集場所	種別	収集日	出せる物	具 体 例	出す時の注意
可燃ごみ 埋立ごみ 資源物	可燃ごみ	毎週 土曜日	台所ごみ 紙くず プラスチック類 ビデオテープ カセットテープ その他	●生ゴミ ●お弁当 ●お菓子 ●ジュース ●お茶 ●紙くず ●プラスチック類 ●ビデオテープ ●カセットテープ ●その他	●黒い袋、紙袋では出せません。 ●中身が見える透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしぼってください。 ●生ゴミは水分をよく切って出してください。 ●せん定水くずなどは、50cm程度に切り、袋内で少量(2袋まで)ずつ出してください。(1本のせん定水5cm以下のものを) ●大量のせん定水くずは、※安芸クリーンセンターに直接搬入してください。 ●新聞紙は布、紙に包むせるか筒状にして出してください。 ●おもちゃは50cm以下に切って下さい。(切らない場合は大型ごみ) ●カセットテープ、ビデオテープは可燃ごみで出してください。
	埋立ごみ	毎月 第1、第3、第5 水曜日	陶器類 ガラス類 灰 その他	●陶器類 ●ガラス類 ●灰 ●その他	●黒い袋、紙袋では出せません。(袋の口は閉めないでください) ●灰は、再び取れないように水を含ませて袋に入れてください。 ●化粧ビンなどはふたをはずして出してください。 ●破片が鋭いものを50cm以上のものは、事前に包んでください。 ●プランターや植木鉢の土は、少量(2袋まで)ずつ出してください。
	資源物	毎月 第2、第4 水曜日	白色トレイのみ	●白色トレイ ●白色トレイ	●黒い袋、紙袋では出せません。 ●中身が見える透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしぼってください。 ●食品などの白色トレイは、きれいに水洗いをして出してください。 (資源回収ステーションとまちがわないようにしてください) ●白色トレイは、スーパーなどの店頭回収をご利用ください。

可燃ごみは祝日も収集します。
※その他のごみは祝日収集はありません。

年末・年始のごみ収集日程
12月27日(金)は、火・金曜日の収集地区の可燃ごみを収集します。
12月30日(月)は、月・水曜日の収集地区の可燃ごみを収集します。
12月31日(火)から1月2日(木)までは全ての収集業務を休みます。
1月3日(金)より火・金曜日地区の可燃ごみ収集を開始します。

可燃ゴミの収集日

収集日	収集区域 (住所別)
毎週 月・木曜日	南沼和町・昭和中町・東沼和町・曙町・日の出町・月見町(月見東を除く)・南本町・幸町・南幸町・鑑原1丁目・鑑原2丁目・成本・石原・敷1丁目・敷2丁目・砂走・浜角・寺道1丁目
毎週 火・金曜日	大正町・南大正町・堀川町・南堀川町・つくも町・南つくも町・明神町・南明神町・栄町・月見東町・新町・稲荷町・中店・寺道2丁目・曾田・国徳1丁目・国徳2丁目・窪町・昭和町・大立町・西浜・柳葉・東1丁目・東2丁目・上市

資源物	年12回 毎月1回 下の図表を参考に 投入してください	缶・金属類	ビン類	紙・布類	ペットボトル	その他	資源回収ステーションに出してください
資源物	年12回 毎月1回 下の図表を参考に 投入してください	缶・金属類	ビン類	紙・布類	ペットボトル	その他	資源回収ステーションに出してください
有言ごみ	年12回 4/17 5/15 6/19 7/17 8/21 9/18 10/16/11/20/12/19 1/15 2/19 3/18	乾電池	蛍光灯類	温度計類			資源回収ステーションに出してください
大型ごみ	年6回 2か月に1回 下の図表を参考に 投入してください	家具類	家電品	寝具類	その他		資源回収ステーションに出してください

町では収集しません	家電5品目等	事業ごみ	一時多量ごみ	その他
町では収集しません	家電5品目等 家電リサイクル法等によりテレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンおよびデスクトップパソコン	事業ごみ 商店、飲食店、理美容院、事務所、病院、工場等事業活動に伴って生じるごみ	一時多量ごみ 引越、庭木の剪定、土砂、入替時の畳等	その他 ●自転車 ●バイク ●洗濯機 ●冷蔵庫 ●エアコン ●パソコン ●その他

資源物回収日 () は、原則的な収集日を変更した日	収集地区 (どの地区に該当するか近隣の区に同じ合せ下さい)	大型ごみ
4月 2 7 4 2 6 3 1 5 3 7 4 3	毎月第1火曜日	1回目 2回目 3回目 4回目 5回目 6回目
9月 14 11 9 13 10 8 12 10 14 10 10	毎月第2火曜日	4/26 6/28 8/23 10/25 12/27 2/28
16日 21 18 16 20 17 15 19 17 21 18 17	毎月第3火曜日	三泊1、2、3丁目・東1丁目の3、7、8番付近
23日 28 25 23 27 24 29 26 24 28 25 24	毎月第4火曜日	鑑原1、2丁目・幸町
3 8 5 3 7 4 2 6 4 8 5 4	毎月第1水曜日	西浜・大立町
10 15 12 10 14 11 9 13 11 15 12 11	毎月第2水曜日	国徳1、2丁目・砂走・曾田
17 22 19 17 21 18 16 20 18 22 19 18	毎月第3水曜日	中店・上市・市頭・東雲東海田(石原)
24 29 26 24 28 25 23 27 25 29 26 25	毎月第4水曜日	新町・稲荷町
4 9 6 4 1 5 3 7 5 9 6 5	毎月第1木曜日	成本・石原・敷1丁目(山敷)
11 16 13 11 8 12 10 14 12 16 13 12	毎月第2木曜日	5/24 7/19 9/20 11/15 1/24 3/17
18 23 20 18 15 19 17 21 19 23 20 19	毎月第3木曜日	窪町・つくも町・南つくも町・明神町・南明神町
25 30 27 25 22 26 24 28 26 30 27 26	毎月第4木曜日	堀川町・大正町・昭和町
5 10 7 5 2 6 4 1 6 10 7 6	毎月第1金曜日	南堀川町・栄町・南大正町
12 17 14 12 9 13 11 8 13 17 14 13	毎月第2金曜日	曙町・南沼和町
19 24 21 19 16 20 18 15 20 24 21 23	毎月第3金曜日	昭和町・日の出町・敷1丁目(山敷以外)・敷2丁目
26 31 28 26 23 27 25 22 27 31 28 27	毎月第4金曜日	南幸町・月見町
		東沼和町・南本町

* ご注意ください。5月・10月・1月・2月・3月は原則的な収集日を変更している地区があります。 * 山敷とは、鑑ね、敷1丁目3～12、13と15の一部を指します。 * 裏面もご覧ください

「雑がみ」は資源物で！お菓子の紙・ティッシュ箱、包装紙(紙製)や紙袋等は燃やせるごみではなく資源物でお出しください。 ※詳しくは裏面

転入などで、新しく海田町に住むことになった方は、ごみステーションの位置や地域での決まりごとなどの情報を近所の方に聞いて合わせてください。



平成31年度

ごみと資源の出し方

- 収集日の朝8時までに出してください。
- 祝日もごみ収集を行います。(年末年始を除く)

●収集曜日は裏面をご覧ください。記入してください。

区分	収集日	ごみの内容	注意してください
もやせるごみ	毎週 〇〇 曜日	生ごみ プラスチック ビニール製品 革製品 木製品 など	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみは、十分に水切りをしてください。 金属が混入しないようにしてください。 ごみ袋は、透気又は半透気なものをお使いください。 ダンボールに入れて出さないでください。
粗大ごみ	毎月【もえる粗大】 第〇〇 曜日 分けて出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 丸太類 ボリ屑類 じゅうたん ふとん・毛布・ビニールシート 長い紐状のもの 木製家具類 	<ul style="list-style-type: none"> ・50cm以上のもの ・金属類は取り外してください。 ・毛布、布団、カーペットなどは、できるだけ小さくなるように丸く巻いて、紐などで輪手に縛ってください。
埋立ごみ	毎月 第2 曜日	<ul style="list-style-type: none"> 家庭電化製品 金属製品 マットレス 自転車 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの燃料は抜いて出してください。 ・缶などの刃物は新聞などでくるみ、内容を取り出して出してください。 ・特定家庭用テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、衣類乾燥機は収集できません。
埋立ごみ	毎月 第2 曜日	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸物の食器類 植木鉢 瓦・ブロック(少量) ガラス類 化粧びん など 	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧びんなどは、フタを取り除いて出してください。
有書ごみ	毎月 第3 曜日	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池 蛍光灯 体温計 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯類は、割れないように紙カバーを付けて出してください。 ・乾電池や体温計は、漏液しないように出してください。 ・充電式ニッケル電池は、販売店へ返却してください。
資源ごみ	毎月2回程度 下記の資源回収日をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> 缶類、びん類、紙類 ダンボール・衣類 飲料用ペットボトル 白色トレイ 牛乳パック 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒びん、ビールびんなどは、販売店へ返却してください。 ・衣類は、透明又は半透明袋に入れて出してください。 ・牛乳パック、白色トレイについては回収日ではありません。回収開始は、広報等でお知らせします。 ・資源の正しい出し方は、裏面をご覧ください。

特定家電	ごみステーションに出すことはできません。	テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	衣類乾燥機
<ul style="list-style-type: none"> テレビ エアコン 冷蔵庫、冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機 						

町で収集しないごみ

- 農薬
- 消火器
- バッテリー
- ライター
- タイヤ
- 業者専用の高圧洗浄機など生じた高熱材・多量のブロックなどの不要物
- 建材
- オートバイ

自給自足の資源ごみ

- パソコン本体・モニター
- ガスボンベ
- 二輪車リサイクルセンター

資源回収日	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源回収日	北新地・坂東一丁目・坂東二丁目(1~19番)	9日火 23日火	14日火 28日火	11日火 25日火	9日火 23日火	6日火 20日火	10日火 25日火	8日火 23日火	12日火 26日火	10日火 24日火	8日火 21日火	4日火 18日火	3日火 24日火
	坂東二丁目(20~29番)・坂東三丁目・坂東四丁目・坂西一丁目(23~24、28~30番)・坂西二丁目・坂西三丁目・坂西四丁目	12日金 26日金	17日金 31日金	14日金 28日金	12日金 26日金	9日金 23日金	13日金 27日金	11日金 25日金	8日金 22日金	13日金 27日金	17日金 31日金	14日金 28日金	13日金 27日金
	平成ヶ浜一丁目・平成ヶ浜二丁目・坂西一丁目(1~22、25~27番)・横浜東	5日金 19日金	10日金 24日金	7日金 21日金	5日金 19日金	2日金 16日金	6日金 20日金	4日金 18日金	1日金 15日金	6日金 20日金	10日金 24日金	7日金 21日金	6日金 25日金
	平成ヶ浜三丁目・平成ヶ浜四丁目・平成ヶ浜五丁目・横浜中央・横浜西・鰯尾	11日木 25日木	9日木 23日木	13日木 27日木	11日木 25日木	8日木 22日木	12日木 26日木	10日木 24日木	14日木 28日木	12日木 26日木	9日木 23日木	13日木 27日木	12日木 26日木
	桶田・亀石・水尻・小屋浦一丁目・小屋浦四丁目	4日木 18日木	16日木 30日木	6日木 20日木	4日木 18日木	1日木 15日木	5日木 19日木	3日木 17日木	7日木 21日木	5日木 19日木	16日木 30日木	6日木 20日木	5日木 19日木
	小屋浦二丁目・小屋浦三丁目	10日水 24日水	8日水 22日水	12日水 26日水	10日水 24日水	14日水 28日水	4日水 18日水	2日水 16日水	6日水 20日水	11日水 25日水	15日水 29日水	5日水 19日水	4日水 18日水

※ごみステーションは利用者で清潔に管理してください。

お問い合わせ 環境防災課 ☎820-1506



ごみの収集曜日

下記の曜日が祝日に当たる場合も収集します。(年末年始を除く)
 ※年末年始のごみ収集については、広報さが12月号に掲載します。

地区	もやせるごみ	粗大ごみ		埋立ごみ	有害ごみ	
坂	毎週 月・木 曜日	もえる粗大 <small>1月1日※の収集は、1月7日※に実施します。</small>	第1	水 曜日	第2	第3
		もえない粗大	第3		金 曜日	金 曜日
横浜	毎週 火・金 曜日	もえる粗大	第2	水 曜日	第2	第3
		もえない粗大	第4		木 曜日	木 曜日
小屋浦	毎週 火・金 曜日	もえる粗大	第4	木 曜日	第2	第3
		もえない粗大	第2		月 曜日	月 曜日

※お住まいの地区の曜日を表面の○の中に、数字を粗大ごみ□の中に記入してください。

木製の家具類について (タンス、食器棚、テーブルなど)

- ・金属やガラスが含まれていない木製家具類
・金属などを取り外した後の木片のみとなった家具類
・釘・ビス程度の少量の金具しかついていない木製家具類 → 「もえる粗大ごみ」
- ・金属やガラス・鏡などが多量で取り外せない木製家具類
・取り外した取っ手や蝶つがいなどの金属類 → 「もえない粗大ごみ」
- ・取り外したガラスや鏡などのガラス類 → 「埋立ごみ」



資源の正しい出し方



缶

- ①水洗いする
 - ②アルミ、スチールに分ける
- ※スプレー缶、油缶などは使い切る
 ※スプレー缶のフタは取る
 (必ず使い切って注意して穴を開けて出してください)



びん

- ①フタをとる(アルミ製のフタは資源ごみ)
 - ②水洗いする
 - ③白・茶・その他のびんに分ける
- ※化粧びん、ガラスコップは埋立ごみに出す



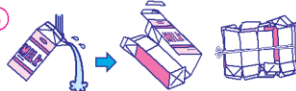
紙

新聞紙(折込広告含む)と、その他の紙(雑誌、包装紙、菓子箱、厚紙、紙袋など)に分け、ひもで縛る



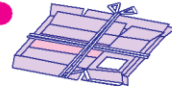
牛乳パック(現在回収できません)

- ①水洗いする
- ②切り開いて、ひもで縛る



ダンボール

たたんで、ひもで縛る



衣類

透明又は半透明な袋に入れる
 ※毛糸、革製品、ビニール製品はもやせるごみに出す



飲料用ペットボトル

- ①フタをとる(フタはもやせるごみ)
 - ②水洗いする
- ※ラベルをはがす必要はありません



白色トレイ(現在回収できません)

- ①よく洗って乾燥させる
 - ②シールなどが付着しないようにする
- ※表裏とも白一色のものに限る
 ※カップめんの容器は回収できません
 ※色つきのものは販売元の回収にご協力ください



不法投棄は犯罪です

不法投棄は景観を損ねるだけでなく、廃棄物から出る有害物質によって土壌や水質・大気を汚染することがあります。私たちの生活環境を守るため、不法投棄を防止しましょう。

廃棄物の不法投棄の罰則は

5年以下の懲役、もしくは
 1,000万円以下の罰金
 または

これらの併科となっています。(廃棄物処理法)

マナーを守って、
 ごみの分別収集に
 ご協力をお願いします!!

